

事 務 連 絡  
平成30年10月17日

国土交通省関係局外国人観光旅客利便増進措置担当 各位  
各地方運輸局等外国人観光旅客利便増進措置担当 各位

国土交通省観光庁  
参事官（外客受入担当）

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興  
に関する法律の一部を改正する法律  
及び外国人観光旅客利便増進措置に関する基準の施行について

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第15号）が平成30年4月18日に公布されたところですが、今般、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成30年政令第290号）により、同法の規定の一部（外国人観光旅客利便増進措置関係規定）が平成30年10月17日から施行されます。

また、あわせて、外国人観光旅客利便増進措置の具体的範囲及び内容について定めた「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」（平成30年観光庁告示第23号）が、施行されますので、ご連絡いたします。

さらに、外国人観光旅客利便増進措置に関する具体的な解釈指針、より望ましいサービス水準などを定めた「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」につきましても、本日付で公表いたしますので、あわせてお送りいたします。

本省各局におかれましては、関係事業者等へ、各地方運輸局等におかれましては、管内の関係事業者等へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。